

市民憩いの森維持管理業務委託仕様書

- 1 委託名
市民憩いの森維持管理業務委託
- 2 履行場所
岡山市南区阿津，小串地内
- 3 業務目的
貝殻山市民憩いの森内を市民の親しめる場として維持するため。
- 4 履行期間
契約日から令和9年3月31日まで
- 5 業務内容及び方法
 - (1) 一般事項
 - ア 岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）に定めるところによるほか、本仕様書ならびに別紙委託数量総括表、図面等に基づき、かつ本市監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い、誠実に作業しなければならない。
 - イ 受託者は、契約締結後、速やかに着手するとともに、着手前までに工程表（委託作業表）、業務責任者の届出を行うこと。
 - ウ 受託者は、月ごとの作業報告書（作業内容、日時、天候、作業人数、作業の写真等が分かるもの）を翌月初めに提出すること。なお、作業の写真は、作業着手前、作業中及び作業完了後を撮影し、整理の上、提出すること。
 - エ 作業中は特に火災予防に細心の注意を払い、防火に努めること。
 - (2) 草刈
 - ア 造林木の成育及び保護に留意して適期（7 作業時期を参考）に行うこと。
 - イ 刈り払いは、地際（刈り払い高10cm以下）から行うこと。
 - ウ ツル類は、出来る限り根本から引き抜くこと。
 - エ 段積みからのぼう芽は、すべて刈り払うこと。
 - オ 草刈り機を使用するときは、作業者間の間隔を十分にあけること。
 - カ 刈り取った草は、通行の支障のないよう、一箇所に集める等、監督員と協議の上、適切に片づけること。
 - (3) 遊歩道草刈
 - ア 遊歩道から左右1mの草刈りを行うこととし、監督員と協議の上、適期（7 作業時期を参考）に行うこと。
 - イ 刈り払いは、地際（刈り払い高10cm以下）から行うこと。
 - ウ ツル類は、出来る限り根本から引き抜くこと。
 - エ 草刈り機を使用するときは、作業者間の間隔を十分にあけること。
 - オ 刈り取った草は、通行の支障のないよう、その場に刈り倒すこと。
 - (4) 病虫害防除
 - ア 植栽木の育成及び保護に留意し、監督員と協議の上、適期（7 作業時期を参考）に行うこと。
 - イ 作業範囲内のサクラの根元に薬剤（オルトラン粒剤同等品以上）を散布すること。
 - ウ 薬剤は納品書の写しを提出すること。
 - (5) 樹木剪定

- ア 植栽木の育成及び保護に留意し、監督員と協議の上、適期（7 作業時期を参考）に行うこと。
- イ 中木及び低木（ツツジ等）の剪定は、樹姿良く刈り揃えること。
- ウ 剪定した枝は、通行の支障のないよう、一箇所に集める等、監督員と協議の上、適切に片づけること。

(6) 枝打ち

- ア 林道及び遊歩道の通行の支障となる枝は、枝打ちすること。
- イ 枝打ちした枝は、通行の支障のないよう、一箇所に集める等、監督員と協議の上、適切に片づけること。

(7) トイレ清掃等（公衆トイレ：2 箇所）

- ア 清掃は、月 4 回行うこと。
- イ 管理棟のトイレは、水道がないため、受託者で水を準備し、清掃を行うこと。
- ウ 清掃に合わせて、トイレトペーパーの補充を行うこと。なお、トイレトペーパーは、発注者が用意するものとする。
- エ 清掃時に出たごみは、管理棟横のごみステーションに廃棄すること。なお、ごみステーションが、一杯になった場合は、監督員に報告を行うこと。

6 作業時期

各業務の実施時期は下表を参考とするが、監督員と協議の上、適切に行うこと。

業務名	実施時期（参考）
草刈	5 月、8 月、10 月（年 3 回）
遊歩道草刈	7 月、9 月（年 2 回）
病虫害防除	5 月
樹木剪定	6 月
枝打ち	適時
トイレ清掃等	月 4 回

7 その他

- (1) 本業務に使用する清掃用具、薬剤、剪定道具、芝刈り機、その他本業務に必要な消耗品、器具及び備品は、受託者が用意するものとする。
- (2) 委託数量総括表及び作業範囲を示した図面における面積及び距離は、CAD で算出している。
- (3) 本業務中において疑義が生じたときは、発注者、受託者協議のうえ決定する。